

氏名(本籍)	いま だ みず ほ (東京都)		
学位の種類	博士(言語学)		
学位記番号	博甲第5231号		
学位授与年月日	平成22年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	人文社会科学研究科		
学位論文題目	日本語名詞述語文の意味論的・機能論的分析		
主査	筑波大学教授	博士(言語学)	杉本 武
副査	筑波大学教授	博士(言語学)	砂川 有里子
副査	筑波大学教授	文学博士	廣瀬 幸生
副査	筑波大学准教授	Ph.D.(言語学)	宮本エジソン正
副査	筑波大学講師	博士(学術)	澤田 浩子

### 論文の内容の要旨

本論文は、日本語の名詞述語文の諸特徴を、意味論的、機能論的観点から複合的に分析したものである。従来、日本語の名詞述語文については、異なる観点による様々な分類がなされてきた。本論文では、名詞述語文には意味論的に説明すべき特徴と機能論的に説明すべき特徴があり、どちらか一方だけでは全ての問題を説明することができないという立場をとり、名詞述語文に関する理論をいくつかの部門に分割し、名詞述語文の諸特徴をそれらの部門に振り分け説明しようとするものである。

本論文の構成は以下の通りである。

第1章では、これまでの日本語名詞述語文に関する研究史を概観し、それらがどのような観点から行われたものであるかが示される。その上で、名詞句の意味の理論、文の意味論的構造の理論、文の機能論的構造の理論の各部門を含む理論的枠組の全体が示される。

第2章と第3章では、名詞句の意味の理論について論じられる。名詞句の意味の理論は、名詞述語文に含まれる二つの名詞句がどのような事物や概念を表しているのかという問題を扱う。ここでは、名詞述語文の意味に関する問題のうち、名詞述語文に固有の問題以外の名詞句一般の意味の問題として扱うべき問題が論じられる。名詞句の意味の理論には、存在論と解釈の理論という二つの下位部門が含まれる。

まず、第2章では、名詞句の意味の理論のうち、存在論に関わる問題について論じられる。本論文では、名詞句が表す事物や概念について、個体、種、役割といった種類の意味論的存在物を導入する。これらの概念は、従来、個体レベル述語と場面レベル述語、定記述句の属性的用法と指示的用法の区別など、意味論上の様々な問題を説明するために用いられてきており、特に役割という概念は、ある種の名詞述語文の意味を記述するために有効であると考えられてきた。しかし、これらの概念をどのように理解し、意味論上どのように取り扱うかは研究者によって違いがあり、その理論的基盤を明確にする必要がある。このため、本論文では、これらの概念を世界の中の事物ではなく心的概念として扱うこと、種や役割を抽象的個体概念と見なし、個体、種、役割の意味論上の取り扱いを一般化し、さらに、これらを内包的に区別される存在物として扱うことが提案される。

第3章では、名詞句の意味の理論のうち解釈の理論について論じられ、メトニミーに関する問題や、定記

述句の役割としての読みと値としての読みの区別といった、名詞句と事物や概念との間の関係の多様性が説明される。このような解釈の多様性を生み出す要因として、語用論的関数（概念間の語用論的な結び付き）と情報が帰属する領域（フォコニエのスペースに相当するもの）の構成の複雑さが挙げられ、これによって名詞述語文の解釈の曖昧性が生み出されることが論じられる。例えば「スミスを殺した犯人はジョーンズだ」という文の曖昧性は、主語が役割を表している場合には役割に値（＝ジョーンズ）を割り当てる文となり、主語が値（特定の人物）を表している場合にはその人物がジョーンズと同一人物であることを述べる文になることになることから説明される。また、名詞句がメタ言語として用いられる、「ウサギタバコとはラベンダーのことだ」のような定義文と呼ばれる種類の名詞述語文について論じられる。これに関連して、指示の認知的制約について論じられ、名詞句の使用が様々な認知的要件に基づいて決定されることが示される。

第4章では、名詞述語文の意味論的構造の理論について論じられる。ここでは、名詞述語文に含まれる二つの名詞句が表す事物や概念が、互いにどのような関係にあるのかという問題が扱われる。名詞述語文「XはYだ」は一般にbe(x, y)という意味論的構造を持つ。しかし、xとyの間のどのような関係も自由に表すことができるというわけではない。本論文では、名詞述語文によって表される要素間の関係について、便宜的に帰属関係、同一関係、役割-値関係、隣接関係という四つの類型が設定される。特に隣接関係はいわゆるウナギ文に代表されるような多様な事例を含む類型であり、この類型を設定したことは、名詞述語文が表す関係にかなりの程度の多様性を認めるということを意味する。つまり、本論文では「僕はウナギだ」のような文について、統語論的あるいは意味論的な還元を仮定せず、語用論的条件が満たされるならば、名詞述語文は二つの事物（「僕」と「ウナギ」）が客と注文の関係にあることを表すことが可能であるという考え方が取られる。このような解釈は事物や状況に関する多様な知識を用いて適切に行われるとされる。

第5章では、名詞述語文の機能論的構造の理論について論じられる。ここでは、意味論的構造とは独立した文の機能論的構成に関わる問題が扱われる。文の意味論的構造と機能論的構造の理論を分離することで、意味論的には同一であっても、機能論的には異なる構造を持つ文や、意味論的には異なっても、機能論的には同一の構造を持つ文の区別を体系的に説明することが可能になる。また、本論文では、主題と題述、前提と焦点といった独立した機能論的機構が組み合わされることによって、名詞述語文の多様な機能論的構造が生み出されることが示される。まず、主題-題述構造に関しては、主題-題述構造を持つ文（「は」で明示的に表示されるような主題を持つ文）と持たない文という二つの類型が仮定される。また、前提-焦点構造に関しては、焦点という概念を位置と性質という二つの要素に分解して記述するという方法が取られる。主題を持つ名詞述語文では述語名詞句が焦点となるが、焦点の性質によって措定文型と倒置指定文型に分かれる。主題を持たない名詞述語文には、主語名詞句が焦点になるものとそうでないものがある。前者は焦点の性質によって指定文型と同定文型に分かれ、後者はいわゆる中立叙述文に相当する。さらに、機能論的構造と否定の関係について論じられ、名詞述語文の否定文が、機能論的構造の違いによって文否定と述語否定とで曖昧になる場合と一方の解釈しか許されなくなる場合があることが示される。

第6章では、どのように名詞述語文の意味論的構造と機能論的構造を結び付け、また、それをどのように談話論的構造と結び付け、統合された理論の全体を構築するかが論じられる。このために、まず、本論文ではJackendoffの並列モデルが援用される。このモデルでは、文の意味/概念構造は指示層、記述層、情報構造層といういくつかの独立した層によって構成される。本論文における名詞句の意味の理論、文の意味論的構造の理論、文の機能論的構造の理論は、概ねJackendoffの指示層、記述層、情報構造層と対応付けて考えることができる。このような並列モデルを用いることによって、理論の各部門を独立した機構として扱いつつも、互いに関係付けることが可能になる。さらに、このような文の言語的構造は、文とは独立した談話論的知識の構成に依存することから、言語構造と談話構造との関係が論じられ、その基本的なモデルが提示される。

第7章では、論文全体のまとめと今後の課題と展望が述べられる。

## 審 査 の 結 果 の 要 旨

日本語の名詞述語文は、従来、様々な立場、観点から研究が行われている問題である。本論文は、それらの先行研究を丹念に吟味し、それぞれの研究の立場、観点を明らかにし、問題点を整理した上で、従来の知見に新たな知見を加えつつ、名詞述語文の諸特徴を統合する理論を提案する意欲的な論文である。

名詞述語文は、従来から、それぞれの研究者によって、いくつかの類型に分けられていたが、それらの類型は必ずしも一致するものではなかった。それは、本論文で示されているように、名詞述語文の意味論的特徴と機能論的特徴の二つが、全く意識されていなかったわけではないものの、従来、十分に弁別されていなかったり、分析においていずれかに偏っていたりしたことに原因があると考えられる。本論文は、それらの特徴を弁別しつつ、名詞述語文の諸特徴全てを説明し得る、全体を統合するモデルを提案したものであり、今後の名詞述語文の研究に対する新たな方向性を示したものと評価できる。また、種や役割を個体の集合ではなく抽象的個体概念とみなすなどの新たな理論的な提案や、名詞述語文の否定の問題などの新たな経験的事実の提示も行われており、理論、記述の細部においても、意味論、機能論、名詞述語文の研究に貢献するものであると言える。

このような点で、本論文は、名詞述語文に関する極めて整合性の高いモデルを構築することに成功している。しかしながら、名詞述語文の個々の類型の分析に関して、十分な経験的証拠が示されておらず、その記述的な妥当性が明確になっていない部分も見られる。ただし、このような不十分さはあっても、その理論全体の整合性という点から、ここで示されている分析の方向性は、妥当性の高いものであると思われる。また、このような問題の解決に向けた展望も詳細に示されている。これは、むしろ本研究のさらなる発展につながるものであり、本論文の価値を何ら貶めるものではない。

よって、著者は博士（言語学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。